

# 令和6年事業計画（案）

## 【基本方針】

ポストコロナ禍となり社会生活がその前の状況に落ち着きつつあるものの、ウクライナとロシアの紛争の長期化、円安も加わったエネルギーや原材料の高騰が続いているが、令和6年についてもこの状況が続くものと考えられる。

また、昨年8月のALPS処理水放出による中国等による日本の水産物の輸入停止について、いつ解除されるのかわからない中で、今後も水産業界に大きな影響を及ぼすことが懸念される。さらに、高齢化のさらなる進行や円安などにより、国内の労働力不足は続いており、トラックドライバーの働き方改革に関する法律の適用で物流の停滞が懸念される2024年問題の発生と混乱が予想される中、流通や生産現場でも厳しい状況にあることから、我々業界として様々な問題に対応を求められる年となると想定される。

一方、近年の本道周辺の漁業状況をみると、加工用として重要なイカやサンマの漁獲は低迷し、サケの水揚げも振るわなかったことから、道産原料は厳しい状況にある。

このような情勢を鑑み、水産物の安定的な供給の役割を果たすため、当協会としては時代の変化と社会の変革を捉え、生産者や消費者の皆様のニーズを受けとめながら、地域経済を支えることが重要であると認識している。そのため、会員が一丸となって対応を論議し、将来に向け役割を果たしていけるよう、協会の在り方を見直し、周辺環境の大きな変化があっても、それに負けない持続的な力を発揮できるようにしていきたい。

本道で生産された水産物を大切にし価値を高めていく、「安全・安心・良質」な水産物を国内外にお届けし、道産品を今以上高く評価していただくという、当協会の使命の下に力を結集していく必要がある。

そのため、消費地の荷受機関と生産者、荷主との情報交換が大切で、各取引懇談会の開催と充実を図るとともに、社会と各会員の経営の安定に貢献していく姿勢を持って取り組んで行くこととする。

## 【事業概要】

### I 全国水産物大手荷受・荷主取引懇談会の開催事業等の実施

- 1 各取引懇談会の開催（開催要領（案）は別記）
- 2 水産物の需給状況に関する調査の実施
- 3 その他

### II PL保険（生産物賠償責任保険）団体加入事業の実施

- 1 団体加入の促進
- 2 加入会員への情報提供及び時代に即応した保険の検討

### III その他事業の実施

- 1 国、道、関連団体等からの関係情報の収集及び会員への提供
- 2 国、道、関係団体等との意見交換（状況によっては要請）等の実施
- 3 次代を担う子供達への食育・食材提供事業の実施  
各地区順のローテーションによる現物寄附と通常寄附による実施

- 4 新たな協会の在り方検討
- 5 水産物輸出や労働力確保に向けた協議への参画
- 6 安定的物流確保の検討
- 7 その他